

公立大学法人愛媛県立医療技術大学 中期計画

第1 中期計画の期間

令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育

(1) 目指すべき教育の方向

ア 学部（専攻科含む。）

- ① 教育理念・目標と教育課程の連関に関する教育実施、シラバスの内容充実や提示方法を改善する。
- ② オンライン教育の基本方針及びガイドラインを策定するとともに、学生のオンライン教育環境を順次整備する。
- ③ アクティブ・ラーニング^(注1)等による自己教育力の向上、e ラーニングの活用を拡充する。
- ④ 技術教育の強化、VR 教材等を活用する教育方法の検討、少人数教育を実施する。
- ⑤ 臨床実習でなければ学べない教育内容の明確化及び実習方法の改善、臨地実習施設との教育方法の連携を図る。
- ⑥ 国際交流教育の充実によりグローバルな視点涵養の成果向上を図る。
- ⑦ 学生による授業評価システムの改善を行う。

(注1) アクティブ・ラーニング…教員による一方方向の講義形式ではなく、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた学修法

イ 大学院

- ① リーダー的役割を果たすための資質向上を図る教育内容の改善を行う。
- ② 関係職種間の相互理解の強化と協働活動できる力を育成する。
- ③ わかりやすい説明ができる論理的思考力の強化方法の充実を図る。
- ④ 保健医療に関する多角的な見識を育成する。
- ⑤ 研究の推進による現象の解明と問題解決能力の獲得に向けた教育の充実を図る。

(2) 教育課程（カリキュラム）の充実・強化

ア 学部

- ① カリキュラム（看護：令和2年度改正。臨床：令和4年度改正）内容の評価と課題の明確化及び改善案を策定する。
- ② カリキュラムに関わる組織体制の明確化と効果的連携方策を確立する。
- ③ 学生に対するカリキュラム編成の意義や意図を周知する。

イ 大学院

- ① カリキュラム（令和3年度改正）内容の評価と課題の明確化及び改善案を策定する。
- ② 学生に対するカリキュラム編成の意義や意図を周知する。
- ③ 研究指導計画の明確化と指導方法の改善案を策定する。
- ④ 修了後の研究成果公表に向けた在学中からの支援計画の充実を図る。
- ⑤ 修了生の活動状況調査を実施する。

【数値目標】

- 国家試験 看護師・保健師・助産師・臨床検査技師の合格率 100%
- 学生の授業評価 5段階評価で各項目4以上
- 大学院修了後2年以内の研究成果学会発表者数（発表者数／修了者数）80%以上

（3）教育・学修環境の整備・充実

- ① 良好的な学修環境を維持・確保するため、講義室等の施設設備を計画的に整備・充実させるとともにアクティブラーニングスペースの拡充を図る。
- ② I T環境の整備とデジタルコンテンツを活用した教育の推進を図る。
- ③ デジタル専門図書について、利用者の要望を踏まえて導入を図る。
- ④ 教員のデジタルリテラシー^(注2)等向上のための方法を策定する。

（注2）デジタルリテラシー…デジタル情報や通信を教育に生かすための技術

（4）学生の受入れ

- ① アドミッションポリシー（入学者受入方針）に基づき、適切な入試方法を選択し、公正に運営する。
- ② 入試制度の見直しや受験動向を踏まえて、選抜方法を点検・評価し、県内をはじめ多様な学生の確保を図る。
- ③ 受験生確保につなげるため、大学の教育研究活動や入試情報について、積極的に広報活動に努めるとともに、出張講義などの県内の高等学校等との連携活動を強化し、本学の求める学生像と教育内容の浸透を図る。
- ④ 大学院の受験者を確保するため、県内保健医療機関等や卒業生・在学生に対し、大学院における学修内容に関する情報発信を積極的に行うとともに、社会人学生等の状況に合わせた柔軟な履修方法について、その浸透を図る。

【数値目標】

- 一般選抜試験前期日程出願倍率 3倍以上を維持する
- オープンキャンパスの参加者数 毎年600名を確保する

2 学生支援

(修学支援)

- ① 学生の主体的学修の促進のための支援や相談体制を維持するとともに、学修の継続に困難を抱える学生や特別な配慮を要する学生を適切に支援する。授業料の減免や奨学金等による経済的支援の継続・拡充に努める。また、学生がグローバルな視点を養えるよう国際交流推進を支援する。

(生活支援)

- ② 学生が心身ともに健やかに、安全、安心で充実した学生生活を送れるよう支援する。健康管理体制の強化に努めるとともに、必要な学生生活に関する相談体制を維持する。交通安全対策や犯罪被害対策など、学生生活の安全面の支援を行う。サークル活動、自治会活動、課外活動、ボランティア活動等、自主的な活動を支援する。

(就職・進学・卒後支援)

- ③ 学生の希望に沿った就職・進学の達成のための相談・支援体制を維持し、学生のニーズに適した就職セミナーや卒業生との交流等により、就職・進学に関する情報の充実を図るとともに、きめ細やかな個別指導・助言体制を強化する。

県内出身学生の確保や県内就職率の向上を図るため、愛媛県、県内の高等学校及び関係医療機関などと密接に連携し、本学や県内医療機関の魅力の紹介に引き続き努め、県内就職促進事業の拡充を図る。

また、県外に出た卒業生等の愛媛県へのUターン支援に取り組む。

【数値目標】

○就職決定率（就職者数／就職希望者数） 100%

○県内就職率（県内就職者数／就職者数）

毎年度50%を確保し、最終年度（R9年度）までに60%を目指す

※学部（専攻科を含む）卒業生を対象

3 研究

(1) 研究水準の向上と成果の還元

- ① 保健医療福祉分野の国際的な動向を視野に入れ、各専門領域で独創的・先駆的研究に取り組み、国内外の学会での学術的交流や学術雑誌への積極的公表を推進する。
- ② 研究の成果を大学ホームページや広報誌、公開講座等において積極的に発信するとともに活用の促進を図る。

【数値目標】

○国内外の学会発表数（6年間） 500件

○和文・英文の論文掲載数（6年間） 300件

(2) 研究活動の活性化・適正化

- ① 研究活動の活性化に向けた学内研究費の確保と科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得を図る。
- ② 保健医療福祉の向上に資するため、地域や他大学等との共同研究や学問領域を越えた学際的研究を積極的に推進する。
- ③ 適正な研究活動を継続して行うため、研究倫理審査の迅速化に向けたシステムの構築を図る。

【数値目標】

○文部科学省・日本学術振興会の科学研究費補助金等について
教員の申請率 80%以上 ※申請有資格者対象かつ代表者として
採択件数 新規・継続合せて6年間で60件

4 社会貢献

(1) 県内保健医療福祉職への支援

- ① 地域における保健医療福祉分野の課題解決に向け、地域交流センターが中心となって県内関係機関の連携を強化するための機会を確保し、多職種間で交流する機会を増やす。
- ② 県内の保健医療福祉関係職者が、個々のキャリアを開発する機会を確保すると共に、その内容の充実を図る。

(2) 地域住民との交流と支援

- ① 地域に開かれた大学を目指し、学生を中心に、大学教職員と地域住民と交流する機会を増やす。
- ② 地域住民に対し、健康増進に向けて大学の施設・設備が使用できることを広報し、活用を促進する。
- ③ 地域住民の健康づくりに資するため、本学の研究成果を発信する特別講演や、大学における教育活動の一部を地域住民や学生保護者、卒業生にも公開し、参加を推奨すると共に、図書館等の施設利用を推進する。

【数値目標】

○県内保健医療職の研修会への講師派遣 年間160件以上
○公開講座、出張講座等の開催回数 年間 12回以上

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制

(1) 理事長を中心とする組織体制の強化

- ① 理事長のリーダーシップ発揮のため、理事会等の法人組織において、透明性確保、経営効率化及び教育研究の活性化を進めるとともに、大学

運営組織について、多様化する課題への迅速な対応に向けて、学長の補佐体制の強化や各種委員会等の再編などの見直しを図る。

- ② 理事長を中心とした大学マネジメント機能充実のため、本学版のガバナンスコード^(注3) 及び内部統制システム^(注4)について、規程の整備と継続的な運用体制の構築を進める。

(注3) 大学組織及び運営方法等に関する指針

(注4) 関係法令に適合した職務執行、適正な業務執行を確保する体制のことで次の4項目を目的とする。

- (1) 業務の有効性・効率性の追求
- (2) コンプライアンスの確保
- (3) 財務報告等の信頼性の確保
- (4) 資産の保全・活用

(2) 開かれた大学づくり

学外の有識者や専門家を理事や委員に登用し、外部の意見・提案を取り入れるとともに、学生等の学内の声を積極的に反映し、開かれた大学づくりを進める。

(3) 地域や社会に貢献する大学づくり

- ① 地域に貢献する大学をアピールするため、県内の自治体、大学、高等学校等との間で、情報交換や協働事業の実施等を展開するとともに連携協定の締結について前向きに取り組み、これらの成果を積極的に発信する。
- ② 学生や教職員にSDGs^(注5) の理念を周知・啓発するとともに、大学ならではの行動計画を策定して社会貢献活動の実践につなげ、活動成果を公表する。
- ③ 大規模災害や感染症パンデミックにおける緊急支援のほか、県民が抱える様々な課題について、行政、関係団体、NPO法人等と連携してニーズの把握に努め、大学の有する人的・物的資源を活用した幅広い地域貢献活動を実践する。

(注5) SDGs…持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）

2 教育研究組織

デジタル化・ICT活用などの教育研究・学修を取り巻く様々な環境変化に対応するため、教育研究審議会の外部委員を積極的に活用し、時代に則した効果的・効率的な教育研究活動を進める。

3 人事

- ① 教職員の人事考課・業績評価制度を拡充して、公平性・客観性を担保しながら、任用や給与に弾力的に反映することにより、教職員の勤務意欲の向上と能力の高い人材の採用を図る。
- ② プロパー事務職員について、社会人経験者を含めた計画的な採用を進め

るとともに、人材育成方針を策定して、研修等により大学事務の専門職としてのスキルアップを図る。

- ③ 教職員数について、少子化等の社会構造の変化に則した適正な定員管理に留意するとともに、クロスアポイントメント^(注6)等の学外との連携による新たな人材活用制度の導入可能性を検討し、柔軟かつ効率的に大学運営を維持する。

(注6) クロスアポイントメント…教員（研究者）が複数の大学に雇用され、決められた勤務割合に応じて、それぞれの大学で業務を行うもの。給与や社会保険料については、勤務割合に応じて、それぞれの大学が負担する。

4 大学運営業務

- ① 業務内容を見える化して、無駄な業務の廃止や業務プロセスの簡素化などの見直しを実施し、大学運営業務の効率化を進めるとともに、働き方改革を実現するため指針を策定し、長時間労働の是正を図る。
- ② 大学運営業務のペーパーレス化を推進するとともに、ＩＣＴ・ＡＩ技術を活用した業務の自動化や作業時間の短縮などに関して、費用対効果を勘案しながら、デジタル化について計画的に取り組む。
- ③ 大学運営業務改革と並行して、教員と事務職員の間の協働や役割分担などの在り方を見直し、連携を強化するとともに、教員の教育研究活動以外の業務負担を軽減する。

【数値目標】

- | | |
|---|--------------|
| ○事務局職員の超過勤務時間（H30～R2年度の一人当たりの月平均超過勤務時間を基準とする） | 最終年度までに25%縮減 |
| ○紙の購入量（R2年度実績を基準とする） | 最終年度までに50%削減 |

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置

1 外部資金及び自己収入の確保

- ① 教員の外部研究資金の獲得を支援するため、事務局で各種助成金の公募情報の提供や申請手続等の支援を行い、間接経費を適正に管理・執行するとともに、各教員の獲得状況に応じて、教員業績評価等に反映させる。

【数値目標】

- | |
|----------------------------------|
| ○文部科学省・日本学術振興会の科学研究費補助金等について（再掲） |
| 教員の申請率 80%以上 ※申請有資格者対象かつ代表者として |
| 採択件数 新規・継続合せて6年間で60件 |

- ② EPU愛顔基金の確保と活用について、目的型基金制度を検討するなど効果的な基金運営を進めるとともに、関係者への情報発信を強化する。また、経営的視点から、収益性も踏まえた資産の有効活用などにより、自己収入の継続的な確保を図る。

2 予算や資産の効率的、効果的な運用

教職員のコスト意識の醸成を図るとともに、大学の管理運営における契約方法及び維持管理経費の見直し等を行い、経費の節減を図る。

第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置

1 自己点検・評価の実施

- ① 内部質保証システム^(注7)の全学的な基本方針と手続きの明確化を図り、組織的・恒常的なシステム運用を推進する。大学法人評価や大学認証評価等の外部評価結果を踏まえ、内部質保証システムの適切性を検証する。
- ② 学部、研究科、各委員会等は各自の役割に応じた自己点検評価を定期的に実施して、P D C Aサイクルにより教育研究及び業務の改善・向上に努めるとともに、その成果を学内外に積極的に公表する。

(注7) 内部質保証システム…大学自らが、自らの責任で大学の諸活動についての点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、それを通じて、大学の質を自ら保証することのできる仕組みのこと

2 情報公開及び情報発信

- ① 大学の特徴ある教育研究活動や社会貢献等の取組み等について、マスコミへの情報提供、ホームページ、広報誌等を通じて積極的に情報を発信し、大学への理解促進とイメージアップを図る。
- ② 大学ホームページのコンテンツの充実やS N S等を活用した新たな情報発信方策について検討し、学生の確保に向けて広報活動を戦略的に展開する。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置

1 施設設備の整備、活用等

- ① 老朽化した機能を良好に維持するため、長寿命化計画に基づく計画的な施設設備の整備・修繕を行う。
- ② 施設設備の整備について、安全維持や障がい者利用の観点のほか、教育研究機能、地域貢献活動における必要性を十分に検討し優先順位を見極めたうえで計画的に実施する。

2 危機管理・人権

- ① 新興・再興感染症対策に対応した安全衛生管理・感染防止体制を継続するとともに、大規模災害等を想定した防災設備・備品の計画的整備や訓練の実施等、危機管理体制の拡充を図る。
また、I T環境の変化に対応した情報管理を徹底する。
- ② 各種ハラスメント防止や人権意識向上のための体制整備を進めるとともに、学生及び教職員を対象とした意識啓発活動や研修を継続的に実施する。

第7 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（令和4年度～令和9年度）

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金収入	3, 697
自己収入	1, 679
入学金及び授業料等収入	1, 654
雑収入	25
受託研究等収入	15
計	5, 391
支出	
教育研究費	616
人件費	4, 200
管理費	560
受託研究等経費	15
計	5, 391

【考え方】

令和3年度の額を基礎として、令和4年度以降の予算額を試算している。金額については見込みであり、各事業年度の予算額については、予算編成過程において再計算され決定される。

【人件費の見積り】

- 1 年度以降の人件費の見積りについては、令和3年度の人件費見積額をもとに教員定数に基づく教職員数を踏まえ、役員の報酬及び職員の給料・諸手当等に相当する費用を試算したものであり、定期昇給、ベースアップ等は含まない。
- 2 愛媛県からの派遣職員を除く職員の退職手当については、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員退職手当規程（及び公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員退職手当規程）に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。（上記運営費交付金の額には含まれていない。）

【運営費交付金の算定方法】

$$\text{運営費交付金} = (\text{人件費} + \text{管理費} + \text{教育研究費}) - \text{自己収入}$$

運営費交付金は、令和3年度予算額を基準として積み上げた額をベースとして、一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については、国立大学や他の公立大学の状況を参考にしながら、愛媛県の予算編成過程において決定される。

【その他】

中期目標を達成するために必要な業務の進捗状況を踏まえ、施設及び設備の整備や老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修を見込んでいるが、運営費交付金（通常分）等での対応が困難な経費については、愛媛県と別途協議のうえ、県の予算編成過程において決定される。

※端数処理のため、計は必ずしも一致しない。

2 収支計画（令和4年度～令和9年度）

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	5,425
経常費用	5,425
業務費	4,771
教育研究費	556
受託研究等経費	3
寄付金経費	12
役員人件費	247
教員人件費	3,169
職員人件費	784
一般管理費	554
財務費用	
雑損	
減価償却費	100
臨時損失	
収益の部	5,425
経常収益	5,425
運営費交付金収益	3,681
授業料収益	1,386
入学料収益	229
選考料収益	44
受託研究等収益	15
雑益	25
資産見返運営費交付金戻入	30
資産見返寄附金戻入	3
資産見返補助金戻入	12
資産見返物品受贈額戻入	
臨時収益	
純利益	—
総利益	—

※端数処理のため、計は必ずしも一致しない。

3 資金計画（令和4年度～令和9年度）

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	5,391
業務活動による支出	5,294
投資活動による支出	16
財務活動による支出	81
次期中期目標期間への繰越	—
資金収入	5,391
業務活動による収入	5,391
運営費交付金による収入	3,697
授業料及び入学料等による収入	1,654
受託研究等による収入	15
その他の収入	25
投資活動による収入	
財務活動による収入	
前期中期目標期間よりの繰越金	—

※法第40条第4項の規定による積立金のうち、愛媛県知事の承認を受けたものについては、当期中期目標期間の業務の財源として繰り越される。(上記の金額には含まれていない。)

※端数処理のため、計は必ずしも一致しない。

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円（事業年度の年間運営費の概ね1月相当額程度）

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

第9 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

第10 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第11 剰余金の使途

決算において剰余金が生じた場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善に充てる。

第12 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

中期目標を達成するために必要な業務の進捗状況を踏まえ、施設及び設備の整備や老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修を行う。

2 人事に関する計画

第3の3「人事」に記載のとおり

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に必要な事項

なし